

県プール整備運営事業

入札説明書

令和2年11月

(令和3年3月修正)

宮 崎 県

<用語の定義>

入札説明書における用語の定義は、本文中に明示されているものを除き、以下に定めるところによる。

用語	定義
両事業	県プール整備運営事業を指し、PFI事業及び民間収益事業の2つの事業により構成される。
PFI事業	両事業のうち、県が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく特定事業として選定し、PFI事業者が実施する、本施設的设计業務、建設業務、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務を総称した事業をいう。
民間収益事業	両事業のうち、民間収益事業者が独立採算により実施する事業をいう。
PFI事業者	PFI事業を実施することを目的として、会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として落札者が設立する特別目的会社(以下「PFI事業を実施するSPC」という。)をいい、PFI法第8条第1項の規定により特定事業を実施する者として選定された者をいう。
民間収益事業者	民間収益事業を実施することを目的として、県と事業用定期借地権設定契約を締結する者をいう。
民間収益事業予定者	民間収益事業を実施することを目的として、県と事業用定期借地権設定契約を締結することを予定している者をいう。民間収益事業を実施するための特別目的会社(以下「民間収益事業を実施するSPC」という。)を設立する場合、民間収益事業出資予定者という。
対象敷地	本施設及び民間収益施設の整備を予定している、PFI事業敷地と民間収益事業敷地で構成される宮崎市錦本町県有グラウンド全体をいう。
PFI事業敷地	両事業のうち、PFI事業用地として活用可能な敷地をいう。
民間収益事業敷地	両事業のうち、民間収益事業用地として活用可能な敷地をいう。
本施設	PFI事業において新たに整備する屋内プール施設であり、50mプール、25mプール、トレーニング室、多目的スタジオ、クライミング施設、関連諸室、屋外駐車場及び外構により構成される施設をいう。
民間収益施設	民間収益事業において民間収益事業者が独立採算により民間収益事業敷地に整備する施設をいう。
入札参加グループ	両事業の実施にかかる総合評価一般競争入札に参加する事業グループをいい、本施設的设计業務に当たる者、本施設の建設業務に当たる者、本施設の工事監理業務に当たる者、本施設の運営業務に当たる者及び本施設の維持管理業務に当たる者を含む複数の者により構成されるグループをいう。
応募者グループ	入札参加グループと、民間収益事業予定者により構成されるグループをいう。
構成員	入札参加グループを構成する者の一部で、PFI事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、PFI事業者に出資を予定している者をいう。
協力企業	入札参加グループを構成する者の一部で、PFI事業者から直接業務を受託し、又は請け負う者で、かつ、PFI事業者に出資を行わない者をいう。
設計に当たる者	本施設的设计業務に当たる者をいう。

建設に当たる者	本施設の建設業務に当たる者をいう。
工事監理に当たる者	本施設の工事監理業務に当たる者をいう。
運営に当たる者	本施設の運営業務に当たる者をいう。
維持管理に当たる者	本施設の維持管理業務に当たる者をいう。

目 次

1 特定事業の選定に関する事項	1
2 入札に参加する者等の資格に関する事項	6
(1) 入札参加グループの資格等	6
(2) 民間収益事業予定者の資格等	12
3 入札手続等に関する事項	14
(1) 募集及び選定の方法	14
(2) 募集及び選定スケジュール	14
(3) 入札の手続等	14
4 審査及び落札者決定に関する事項	21
(1) 審査委員会の設置	21
(2) 審査の基準	21
(3) 落札者の決定	21
(4) 審査結果の公表	22
5 契約手続等	22
(1) P F I 事業者との契約手続等	22
(2) 民間収益事業者との契約手続等	23
6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
(1) 法制上及び税制上の措置	26
(2) 財政上及び金融上の支援	26
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	27
(1) 指定管理者の指定	27
(2) 費用負担	27
(3) 情報公開及び情報提供	27
(4) 入札説明書等に関する問合せ先	27

この入札説明書は、宮崎県（以下「県」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき特定事業として選定したPFI事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により募集及び選定するに当たり、公表するものである。

両事業のうちPFI事業については1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

入札に参加しようとする者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、PFI事業基本協定書（案）、民間収益事業基本協定書（案）、事業契約書（案）及び事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえて参加すること。

また、令和2年3月に公表した実施方針及び要求水準書（案）（令和2年9月に要求水準書（案）（修正版）等を公表）（以下「実施方針等」という。）に関する質問・意見への回答及び意見交換会の実施結果についても、入札説明書等を補完するものとして取り扱うが、入札説明書等と実施方針等に関する質問・意見への回答及び意見交換会の実施結果に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先する。なお、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとする。

1 特定事業の選定に関する事項

① 事業名称

県プール整備運営事業

② 事業に供される公共施設等の種類

運動施設（屋内プール）

③ 公共施設の管理者の名称

宮崎県知事 河野俊嗣

④ 事業目的

県総合運動公園水泳場は、昭和 54 年（1979 年）に開催した第 34 回国民体育大会「日本のふるさと宮崎国体」の際に整備されたもので老朽化が進んでいるほか、現在の国民体育大会施設基準に適合しないなどの課題を抱えている。

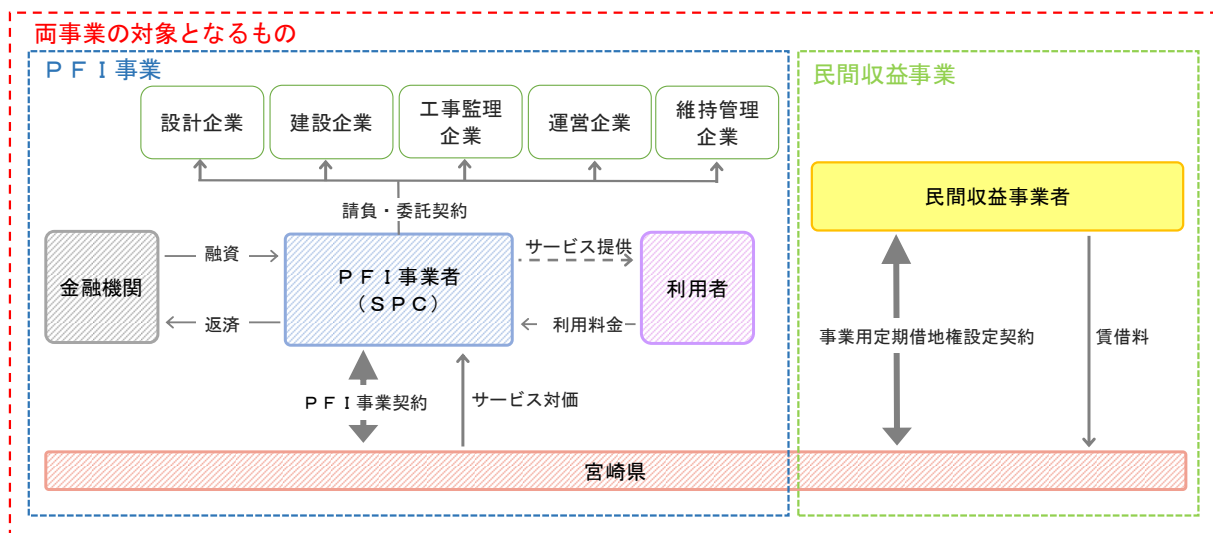
そのため P F I 事業は、本県で開催する第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）や全国大会等の大規模な公式大会における競泳競技及び水球競技の大会会場としての使用を想定した本施設を、新たに宮崎市錦本町県有グラウンドに整備することを目的としている。

本施設は、国スポ・障スポや全国大会等の大規模な公式大会の開催や、日常的な県民利用による生涯スポーツの振興、県内外からの合宿・キャンプ利用等による「スポーツランドみやざき」の魅力向上に寄与する施設として活用されることを想定している。

また、対象敷地に本施設との相乗効果が期待できる民間収益施設を整備することで、本施設の魅力を高めるとともに、地域の活性化を図り、さらには県の財政負担軽減に繋げることも期待している。

⑤ 事業内容

両事業は、P F I 法に基づき本施設の設計から運営・維持管理業務を実施する P F I 事業と県との事業用定期借地権設定契約に基づき民間収益事業者が独立採算で実施する民間収益事業で構成される。



⑥ 対象施設の概要

ア 本施設

本施設は、国スポ・障スポや全国大会等の大規模な公式大会が開催可能な屋内プール施設（競泳競技は、日本水泳連盟 公認プール施設要領の「国内一般プール・AA」、水球競技は、日本水泳連盟 公認プール規則「国内基準公認水球プール」を想定）として、PFI事業敷地に整備するものである。

本施設は、50mプール、25mプール、トレーニング室、多目的スタジオ、クライミング施設、関連諸室、屋外駐車場及び外構により構成される。

イ 民間収益施設

民間収益施設は、入札参加グループの提案を踏まえ、民間収益事業者が民間収益事業敷地に整備するものであり、両事業の事業目的と合致した施設とする。

⑦ 事業方式

ア PFI事業

PFI事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に本施設の所有権を移転した後、運営・維持管理を行う方式（BTO方式）とする。

イ 民間収益事業

民間収益事業者は、県と事業用定期借地権設定契約を締結し、民間収益事業敷地において独立採算事業として民間収益施設を整備し、その運営・維持管理を行う。

⑧ 事業期間（予定）

ア PFI事業

- ・ 本施設の設計・建設期間：事業契約締結日～令和6年12月31日
- ・ 本施設の開業準備期間：令和7年1月1日～令和7年3月31日
- ・ 本施設の運営・維持管理期間：令和7年4月1日～令和22年3月31日

イ 民間収益事業

事業用定期借地権設定契約の借地期間は、20年以上50年未満の間で、民間収益事業予定者が提案した期間とする。なお、借地期間の始期は、令和4年4月1日以降に県が解体及び整地を行うことを踏まえて、民間収益事業予定者と協議のうえ決定する。

⑨ 事業範囲

P F I 事業者が行う事業の範囲は以下のとおりである。

事業内容の詳細は、「県プール整備運営事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

ア 設計・建設段階

P F I 事業者は、設計・建設段階における本施設の整備に関する以下の業務を実施する。

(7) 設計業務

- ・ 事前調査業務及びその関連業務
- ・ 設計及びその関連業務
- ・ 各種申請・許認可取得等に関する業務

(4) 建設業務

- ・ 着工前業務
- ・ 建設期間中業務
- ・ 竣工後業務

(7) 工事監理業務

イ 開業準備段階

P F I 事業者は、本施設の運営・維持管理業務の開始に向けて、以下の開業準備業務を実施する。

- ・ 開業準備に関する業務
- ・ プール公認取得申請業務

ウ 運営・維持管理段階

P F I 事業者は、本施設の運営・維持管理について、以下の業務を実施する。

(7) 運営業務

- ・ 貸出・予約受付業務
- ・ 広報・P R 業務
- ・ 健康増進支援業務
- ・ プール監視業務
- ・ プールの水質等衛生管理業務
- ・ プール公認更新申請業務
- ・ 駐車場管理運営業務
- ・ 自由提案事業
- ・ その他

(イ) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 備品等管理・更新業務
- ・ 外構等保守管理業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 修繕・更新業務
- ・ 植栽管理業務

⑩ P F I 事業者の収入

P F I 事業における P F I 事業者の収入は、以下のとおりである。

ア 県のサービス購入料

県は、P F I 事業者との間で締結する事業契約に従い、サービス購入の対価として、P F I 事業者からサービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(7) 設計・建設の対価

本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、P F I 事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を出来高及び割賦払いにより P F I 事業者から支払う。

(イ) 開業準備の対価

本施設の開業準備業務に係る対価について、P F I 事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を開業準備業務終了後に一括して P F I 事業者から支払う。

(ウ) 運営・維持管理の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）について、P F I 事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり P F I 事業者から支払う。

(エ) 運営・維持管理に要する光熱水費の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に係る対価のうち、光熱水費に相当する対価について、P F I 事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり P F I 事業者から支払う。

イ 利用者から得る収入

(7) 利用者から得る利用料金収入

P F I 事業者は、県から認められた利用料金の考え方の範囲で利用料金収入を得ることができる。

※県は、P F I 事業者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に規定する「指定管理者」として指定し、利用料金を直接 P F I 事業者の収入とすることを想定している。

(イ) 駐車場収入

P F I 事業者は、要求水準書に基づいて実施する駐車場管理運営業務により収入を得ることができる。

(ウ) 自由提案事業により得られる収入

P F I 事業者は、県から両事業の目的に合致すると認められた範囲内において、自らの提案により自由提案事業を実施し、収入を得ることができる。

⑪ P F I 事業者の支出

P F I 事業者は、本施設の設計・建設・開業準備に要する費用、本施設及び駐車場の運営・維持管理に要する費用、自由提案事業の実施のための費用を負担する。

⑫ 民間収益事業者の収入等

民間収益事業者は自らの責任において、民間収益事業を独立採算にて実施する。

民間収益事業による収入は民間収益事業者の収入とし、民間収益事業の実施にかかる費用は民間収益事業者が負担とする。また民間収益事業者は、県との間で締結する事業用定期借地権設定契約に基づき、県に対して賃借料を支払う。

⑬ 両事業に必要と想定される根拠法令

両事業の実施に当たっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、両事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。適用法令等及び適用基準等は、各業務の開始時点における最新のものを採用すること。

なお、本施設の整備に関して特に留意すべき関係法令、条例、規則及び要綱等については、要求水準書の該当箇所を参照すること。

2 入札に参加する者等の資格に関する事項

(1) 入札参加グループの資格等

① 入札参加グループが備えるべき資格

ア 入札参加グループの構成等

- (ア) 入札参加グループは、本施設の設計に当たる者、本施設の建設に当たる者、本施設の工事監理に当たる者、本施設の運営に当たる者及び本施設の維持管理に当たる者を含む複数の者により構成すること。
- (イ) 同一の者（その者の子会社又は親会社を含む。）が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。
※「子会社」とは、会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、「親会社」とは、同条第4号に規定する親会社をいう。
- (ウ) 入札参加グループを構成する者の一部で、SPCに出資を予定し、かつ、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」とする。入札参加グループを構成する者の一部で、SPCに出資せず、かつ、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。入札参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下「入札参加表明書等」という。）入札参加表明書等の提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるか及び担当業務（本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務及び維持管理業務等）を明らかにすること。
- (エ) 入札参加グループは、入札参加表明書等の提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

イ 入札参加グループの参加資格要件（共通）

入札参加グループの構成員及び協力企業は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により県が実施する一般競争入札への参加を制限されていない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
- (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (エ) 有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成16年4月22日県土整備部管理課定め）及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名競争入札への参加を制限されている者でないこと。
- (オ) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (カ) 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (キ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと。
- (ク) 県プール整備運営事業（仮称）に係る実施方針等策定支援業務及びアドバイザー業務（以下「アドバイザー業務等」という。）を受託したみずほ総合研究所株式会社並びに同社がアドバイザー業務等の一部を委託している株式会社俊設計、西村あさひ法律事務所及び一般財団法人日本不動産研究所並びにこれらの企業と資本関係又は人的関係がある者が参加していないこと。
 ※資本関係がある者とは、当該企業の100分の50を超える株式を有する者又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者及び当該企業が100分の50を超える株式を有する者又は出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人的関係がある者とは、代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (ケ) 両事業に係る他の応募者グループに参加していないこと。
- (コ) 県プール整備運営事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- (カ) PFI法第9条各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 本施設整備に係る参加資格要件

本施設の設計業務、建設業務及び工事監理業務の各業務に当たる者は、上記イの要件の他にそれぞれ次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件についても満たすこと。

(ア) 設計に当たる者

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条第1項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (c) 平成17年度以降に完了したもので、次に掲げるいずれかの実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有していること。ただし、設計に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有していればよいものとする。
 - ① 25m以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る実施設計
 - ② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第1号に定める建築物をいう。以下同じ。）の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る実施設計

(イ) 建設に当たる者

a 共通事項

- (a) 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度又は前年度の全ての工事成績が60点以上であること。

b 建築工事に当たる者

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (b) 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の規定による建築一式工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 建築一式工事における年間平均完成工事高(県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第4項の規定による名簿登載時点の数値をいう。以下同じ。)が1億円以上であること。
- (d) 建築一式工事における総合評定値(建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書における総合評定値をいう。以下同じ。)が1,200点以上であること。
- (e) (d)について、建築一式工事に当たる者が複数の場合の総合評定値は、次のとおりとする。
 - ・ 2者の場合：1者目は1,200点以上とし、2者目は950点以上であること。
 - ・ 3者以上の場合：1者目は1,200点以上、2者目は950点以上とし、3者目以降は850点以上であること。
- (f) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)があること。

ただし、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。

 - ① 平成17年度以降に完成した工事(発注者の区分は問わない。)であること。
 - ② 次に掲げるいずれかの工事であること。
 - ア 25m以上の屋内公認プール施設の新改築工事
 - イ 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物の新築又は増改築工事(増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。)

c 電気設備工事に当たる者

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による電気工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、2(1)①ウ(i)bの要件のうち(e)を除く要件を全て満たすことをもって、同等の資格と認めるものとする。
- (b) 建設業法第15条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 電気工事における総合評定値が1,100点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であること。ただし、電気工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの1者が1,100点以上であれば、他の者は840点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であればよいものとする。
- (d) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。

ただし、電気設備工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。

 - ① 平成17年度以降に完成した工事（発注者の区分は問わない。）であること。
 - ② 建築物に係る電気設備工事（改修工事を除く。）であること。
 - ③ 工事に係る建築物の延床面積（増改築にあつては、増改築部分の床面積とする。）は、1棟の延床面積として、2,000㎡以上であること。

d 機械設備工事に当たる者

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による管工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、2(1)①ウ(i)bの要件のうち(e)を除く要件を全て満たすことをもって、同等の資格と認めるものとする。
- (b) 建設業法第15条の規定による管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (c) 管工事における総合評定値が1,000点以上で、かつ年間平均完成工事高が1億円以上であること。なお、管工事に当たる者が複数いる場合の総合評定値については、そのうちの1者が1,000点以上であれば、他の者は830点以上で、かつ、年間平均完成工事高が1億円以上であればよいものとする。
- (d) 次の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）があること。

ただし、機械設備工事に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有すればよいものとする。

 - ① 平成17年度以降に完成した工事（発注者の区分は問わない。）であること。
 - ② 建築物に係る機械設備工事（改修工事を除く。）であること。
 - ③ 工事に係る建築物の延床面積（増改築にあつては、増改築部分の床面積とする。）は、1棟の延床面積として2,000㎡以上であること。

(ウ) 工事監理に当たる者

- (a) 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (b) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (c) 平成17年度以降に完成引渡し完了したもので、次に掲げるいずれかの実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有していること。ただし、工事監理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者がこの実績を有していればよいものとする。
 - ① 25m以上の屋内公認プール施設の新改築工事に係る工事監理
 - ② 体育館等の大空間を有する屋内スポーツ施設の用に供する部分の延床面積が5,000㎡以上の建築物の新築又は増改築工事（増改築部分の床面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る工事監理

エ 運営に当たる者の参加資格要件

- (a) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (b) 平成17年度以降に、屋内プール施設に係る1年以上の運営実績を有すること。
ただし、運営に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該運営実績を有すればよいものとする。

オ 維持管理に当たる者の参加資格要件

- (a) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (b) 平成17年度以降に、屋内プール施設に係る1年以上の維持管理の実績を有すること。
ただし、維持管理に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が当該維持管理実績を有すればよいものとする。

カ ウからオまでの業務以外の業務に当たる者の参加資格要件

- (a) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格又は物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく、入札参加資格の認定を受けている者であること。

② 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出締切日とする。

イ 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日前日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、2(1)①イに定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加グループは失格となる。ただし、代表企

業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

- (ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

ウ 提案書の提出締切日から落札者決定日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが、提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、2 (1) ①イに定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該入札参加グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- (ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び設立予定のPFI事業を実施するSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、構成員等変更承諾願（様式2-11-1）を県に提出した日とする。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のPFI事業を実施するSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと県が判断したとき。

③ 入札に参加する者に必要な資格を得るための申請方法

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格又は物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格を有さない者で、本入札への参加を希望する者は、次のとおり入札参加資格申請を行わなければならない。

ただし、2 (1) ②に定める参加資格確認基準日までに当該資格の認定を受けられない場合は、本入札に参加することはできない。

ア 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱第7条第1項の規定による入札参加資格に係る申請

(ア) 受付期間

令和2年11月9日（月）から令和2年11月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

(イ) 申請先及び申請に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県県土整備部管理課入札制度担当

電話番号 0985-26-7179

(ウ) 資格の有効期間及び更新手続

有効期間は、認定の日から令和4年3月31日までとする。

なお、有効期間の更新を希望する者は、別に定める手続において新たに申請を行うこと。

イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に基づく入札参加資格に係る申請

(ア) 受付期間

令和2年11月9日（月）から令和2年11月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く、午前9時から午後5時まで）

ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には3(3)④に定める入札参加表明書等の提出期間に間に合わないことがある。

(イ) 申請先及び申請に関する問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
電話番号 0985-26-7208

(ウ) 資格の有効期間及び更新手続

有効期間は、認定の日から令和4年3月31日までとする。

なお、有効期間の更新を希望する者は、別に定める手続において新たに申請を行うこと。

(2) 民間収益事業予定者の資格等

① 民間収益事業予定者の参加資格要件

民間収益事業予定者は、2(1)①イ(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすこと。

② 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出締切日とする。

イ 参加資格確認基準日から提案書の提出締切日前日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた応募者グループの民間収益事業予定者が、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、2(2)①に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者グループを構成する入札参加グループは失格となる。ただし、次の場合に限り、入札に参加できる。

(ア) 応募者グループが、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者に代わって、参加資格要件を満たす民間収益事業予定者を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 民間収益事業予定者が複数である応募者グループの場合で、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者を除く民間収益事業予定者で民間収益事業を実施することができるとき。

(ウ) 応募者グループが、3(3)⑦及び⑨で規定する競争的対話を行った結果、提案を予定していた民間収益事業が要求水準書で規定する禁止用途に該当する恐れがあると判断した場

合に、参加資格要件を満たす民間収益事業予定者を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び競争的対話の結果を勘案し、民間収益事業予定者の変更をやむを得ないと判断したとき。

ウ 提案書の提出締切日から落札者決定日までの参加資格要件の取扱い

資格確認結果通知を受けた応募者グループの民間収益事業予定者が、提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、2 (2) ①に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は当該応募者グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、次の場合に限り、当該応募者グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

- (ア) 応募者グループが、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者に代わって、参加資格要件を満たす民間収益事業予定者を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等の確認及び民間収益事業予定者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断したとき。なお、補充する民間収益事業予定者の参加資格確認基準日は、民間収益事業予定者変更承諾願（様式2-11-2）又は民間収益事業出資予定者変更承諾願（様式2-11-3）を県に提出した日とする。
- (イ) 民間収益事業予定者が複数である応募者グループの場合で、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者を除く民間収益事業予定者で民間収益事業を実施することができ、かつ、民間収益事業予定者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと県が判断したとき。

3 入札手続等に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

P F I 事業者の選定は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、P F I 事業は 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（W T O 政府調達協定）の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）が適用される。

(2) 募集及び選定スケジュール

民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

令和 2 年 11 月 9 日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和 2 年 11 月 9 日～20 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 1 回）
令和 2 年 12 月 9 日	入札説明書等に関する質問に対する回答（第 1 回）
令和 2 年 12 月 11 日～14 日	参加表明書（資格確認申請書を含む。）の提出
令和 2 年 12 月 18 日	資格確認通知書の通知（同日に発送予定）
令和 2 年 12 月 23 日～24 日	参加者との意見交換会（第 1 回競争的対話）
令和 3 年 1 月 15 日～19 日	入札説明書等に関する質問の受付（第 2 回）
令和 3 年 2 月 10 日	入札説明書等に関する質問に対する回答（第 2 回）
令和 3 年 2 月 22 日～24 日	参加者との意見交換会（第 2 回競争的対話）
令和 3 年 4 月 7 日～9 日	入札書類（技術提案書）の提出
令和 3 年 6 月	落札者の決定・公表
令和 3 年 7 月	基本協定（P F I 事業）の締結
令和 3 年 7 月	仮契約の締結
令和 3 年 10 月	P F I 事業契約の締結

(3) 入札の手続等

① 入札等担当部局

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県総合政策部国民スポーツ大会準備課（以下「国民スポーツ大会準備課」という。）

電話番号 0985-26-0084

E-mail kokuspo-jyunbi@pref.miyazaki.lg.jp

② 入札説明書等の交付方法及び交付機関

令和 2 年 11 月 9 日（月）から令和 3 年 4 月 9 日（金）までの間において、宮崎県公共事業情報サービス（※1）及び宮崎県ホームページ（※2）による提供並びに国民スポーツ大会準備課施設整備担当において交付する。ただし、宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページの運用時間に限る。また、国民スポーツ大会準備課施設整備担当において交付する場合は、土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日、同月 30 日及び同月 31 日を除き、午前 9 時から午後 5 時

までとする。

(※1) URL : <http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>

(※2) URL : <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/>

③ 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第1回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年11月9日（月）から11月20日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書提出届（第1回）」（様式1-1-1）及び「入札説明書等に関する質問書（第1回）」（様式1-1-2）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

ウ 提出先

①のとおり。

エ 回答方法

令和2年12月9日（水）までに県ホームページで公表する予定である。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

④ 入札参加表明書等の提出

入札参加グループは、民間収益事業予定者を含む応募者グループとして参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和2年12月11日（金）から12月14日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出方法

様式集「2 入札参加表明時の提出書類」の各提出書類を作成の上、持参又は郵送（書留郵便など配達記録ができるものに限るものとし、提出期間内に必着すること。以下同じ。）により提出するものとする。

なお、申し込みは代表企業となる予定の企業が行うこと。

ウ 提出先

①のとおり。

⑤ 入札参加資格確認結果の通知

資格確認審査の結果（以下「資格確認結果通知」という。）は、応募者グループの代表企業に対して、郵送（令和2年12月18日（金）発送予定）により通知する。

なお、入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した代表企業は、当該通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に、書面により入札参加資格がないとされた理由について説明を

求めることができる。

⑥ 自由提案事業及び民間収益事業に関する照会書の提出

応募者グループが提案を検討している自由提案事業及び民間収益事業の内容確認に必要な書類を提出すること。

ア 提出期間

令和2年12月11日（金）から12月14日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

イ 提出方法

「自由提案事業に関する照会書」（様式1-4）及び「民間収益事業に関する照会書」（様式1-5）を記入の上、入札参加グループが、民間収益事業予定者を含む応募者グループとして④で提出する「参加表明書等」とあわせて提出すること。

なお、申し込みは代表企業となる予定の企業が行うこと。

ウ 提出先

①のとおり。

⑦ 参加者との意見交換会（第1回競争的対話）

応募者グループとの十分な意思疎通を図ることによって、両事業の趣旨等について理解を深め、県の意図と応募者グループの提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、対面方式による意見交換（競争的対話）の場を設ける。

なお⑥で事前に提出した照会書の内容に基づき、自由提案事業及び民間収益事業の提案内容等についても確認を行う。

ア 対話参加者

入札参加資格審査を通過した応募者グループで対話を希望するグループ

イ 対話実施日

令和2年12月23日（水）から12月24日（木）

ウ 申込期間

令和2年12月11日（金）から12月14日（月）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

エ 申込方法

「意見交換会（競争的対話）参加申込書」（様式1-3-1）及び「意見交換会（競争的対話）の議題」（様式1-3-2）を記入の上、入札参加グループが、民間収益事業予定者を含む応募者グループとして④で提出する「参加表明書等」とあわせて提出すること。

なお、申し込みは代表企業となる予定の企業が行うこと。

オ 実施方法の通知

意見交換会の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあった応募者グループの代表企業の担当者に通知する。なお、その場合に上記アに示した参加者が全員参加できないことは差し支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

カ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有

認識事項・質問回答等として、対話を行った応募者グループに通知する。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

⑧ 入札説明書等に関する質問の受付・回答（第2回）

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和3年1月15日（金）から1月19日（火）午後5時まで

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、「入札説明書等に関する質問書提出届（第2回）」（様式1-2-1）及び「入札説明書等に関する質問書（第2回）」（様式1-2-2）に記入の上、電子メールで提出すること。

ウ 提出先

①のとおり。

エ 回答方法

令和3年2月10日（水）までに県ホームページで公表する予定である。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては非公表とする。

⑨ 参加者との意見交換会（第2回競争的対話）

応募者グループとの十分な意思疎通を図ることによって、両事業の趣旨等について理解を深め、県の意図と応募者グループの提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、対面方式による意見交換（競争的対話）の場を設ける。

ア 対話参加者

入札参加資格審査を通過した応募者グループで対話を希望するグループ

イ 対話実施日

令和3年2月22日（月）から2月24日（水）

ウ 申込期間

令和2年2月12日（金）から2月15日（月）午後5時まで

エ 申込方法

「意見交換会（競争的対話）参加申込書」（様式1-3-1）及び「意見交換会（競争的対話）の議題」（様式1-3-2）を記入の上、電子メールで提出すること。

なお、申し込みは代表企業が行うこと。

また自由提案事業及び民間収益事業の提案内容等について、再度の確認を希望する場合は、「自由提案事業に関する照会書」（様式1-4）及び「民間収益事業に関する照会書」（様式1-5）を記入の上、あわせて電子メールで提出すること。

オ 実施方法の通知

意見交換会の実施日時、実施会場及び参加者人数の上限等の具体的な実施方法については、参加申込の状況に応じて県が決定し、申込期間終了後、参加申込のあった応募者グループの代

表企業の担当者に通知する。なお、その場合に上記アに示した参加者が全員参加できないことは差し支えない。ただし、当初参加を希望した者以外が参加することは認めない。

カ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った応募者グループに通知する。ただし、応募者グループの提案、ノウハウ等に関わり、応募者グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

⑩ 入札時の提出書類等（技術提案書）の提出

3(3)⑤により入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者参加グループは、様式集「4 入札時の提出書類」の各提出書類（以下「入札書類」という。）を作成の上、提出すること。なお、アの提出期間に入札書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。

ア 提出日時

令和3年4月7日（水）から4月9日（金）午前5時まで

イ 提出先

①のとおり。

ウ 入札書類の作成方法等

「様式集」に示すとおり。

エ 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、入札書を書面により提出することを希望する者は、「入札書」（様式3-2-1）及び「入札価格内訳書」（様式3-2-2）を任意の封筒に封入し、「紙入札参加申出書」（様式2-9）とあわせて持参又は郵送により提出すること。

オ 開札日時

令和3年4月12日（月）午前10時

カ 開札場所

県庁5号館1階511号室

キ 開札方法

開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

ク ヒアリング等

応募者グループに対し、ヒアリング等を実施する。具体的な実施方法及び日時等は、応募者グループの代表企業に別途通知する。

⑪ 入札価格の算定方法

県が支払うサービス対価の合計を入札価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）とすること。入札価格の算定方法等については「事業契約書（案）」を参照すること。

⑫ 予定価格

P F I 事業の予定価格は、以下のとおりである。

15,143,507,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

なお、消費税及び地方消費税の額を加えた額は、16,637,735,769円を超えないこと。

⑬ 入札参加に関する留意事項

ア 公正な入札の確保

応募者グループは、以下の禁止事項に抵触した場合には、P F I 事業への入札参加資格を失うものとする。

- (ア) 入札に当たって、応募者グループは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (イ) 入札に当たって、応募者グループは競争を制限する目的で他の応募者グループと入札価格及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- (ウ) 応募者グループは、落札者の決定前に他の応募者グループに対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- (エ) 応募者グループやそれと同一と判断される団体等が、両事業に関して、審査委員会の委員に面談を求めたり、自社のP R 資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

イ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて応募者グループの負担とする。

ウ 入札のとりやめ等

応募者グループが連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、又はその恐れがある場合は、当該応募者グループを構成する入札参加グループを入札に参加させない、又は入札の執行を延期、若しくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

エ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた応募者グループが、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「入札辞退届」（様式2-10）を担当部局まで提出すること。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- (ア) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (イ) 県プール整備運営事業に係る総合評価落札方式実施要領（令和2年1月30日国民スポーツ大会準備課定め。以下「総合評価実施要領」という。）、入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (ウ) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- (エ) 入札価格内訳書を提出しない者又は入札価格内訳書に不備がある者のした入札

カ 入札書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、応募者グループに帰属する。ただし、県は、両事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、両事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者グループが負うものとする。

(ウ) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

キ 苦情の申立て

入札参加グループは、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、宮崎県政府調達苦情検討委員会からの要請又は提案により、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除することがある。

4 審査及び落札者決定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

県は、学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会では、応募者グループからの提案書に基づき、定性評価値を採点する。

審査委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、応募者グループやそれと同一と判断される団体等が、両事業に関し選定委員に接触することを禁止する。なお両事業について委員（前任者含む）に接触した者については入札参加資格を失う。

	区分	氏名（敬称略）	分野/所属機関（団体）名
外部	副委員長	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部 教授
	委員	上和田 茂	九州産業大学 名誉教授
	委員	井上 康志	都城市立図書館 館長 NPO法人みやざき技術士の会 理事長
	委員	高妻 和寛	高妻公認会計士事務所 公認会計士
	委員	佐多 裕之	公益財団法人宮崎県スポーツ協会 専務理事
	委員	甲斐 勇	宮崎市都市整備部長
	委員 (令和3年2月15日まで)	大塚 孝一	大塚公認会計士事務所 公認会計士
行政	委員 (令和2年7月13日まで)	出口 近士	宮崎大学地域資源創成学部 教授
	委員長	渡邊 浩司	宮崎県総合政策部長
	委員	渡久山 武志	宮崎県総合政策部 総合政策課長
	委員	蕪 美知保	宮崎県総務部 財産総合管理課長
	委員	巢山 昌博	宮崎県県土整備部 営繕課長
	委員	押川 幸廣	宮崎県教育庁 スポーツ振興課長
	委員 (令和2年3月31日まで)	小倉 佳彦	前 宮崎県総合政策部 総合政策課長
	委員 (令和2年3月31日まで)	横山 直樹	前 宮崎県総務部 財産総合管理課長
	委員 (令和2年3月31日まで)	後藤 和生	前 宮崎県県土整備部 営繕課長
委員 (令和2年3月31日まで)	萩尾 英司	前 宮崎県教育庁 スポーツ振興課長	

(2) 審査の基準

審査の基準については、別添の落札者決定基準を参照すること。

(3) 落札者の決定

審査委員会は、予定価格の範囲内で定性評価値及び価格評価値の合計値である総合評価値が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

県は、当該最優秀提案者の選定結果を踏まえて落札者を決定する。

ただし、最優秀提案者が2者以上いる場合にあっては、総合評価実施要領第18条第2項の規定

に基づき、くじで落札者を決定する。

(4) 審査結果の公表

県は、落札者決定後速やかに落札者の決定について公表する。

5 契約手続等

(1) P F I 事業者との契約手続等

① 基本協定（P F I 事業）の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札書類に基づき基本協定（P F I 事業）を締結する。この基本協定（P F I 事業）の締結により、落札者を事業予定者とする。

② P F I 事業を実施する S P C の設立

事業予定者は、仮契約締結までに以下の要件を全て満たす P F I 事業を実施する S P C を設立しなければならない。

(ア) 会社法に定める株式会社とし、県内に設立するものとする。

(イ) 落札者の構成員は、P F I 事業を実施する S P C の株主総会における全議決権の 2 分の 1 を超える議決権を保有すること。

(ウ) 全ての出資者は、原則として事業契約が終了するまで P F I 事業を実施する S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③ 仮契約の締結

県は、基本協定（P F I 事業）に基づき事業予定者が設立した P F I 事業を実施する S P C と P F I 事業についての仮契約を締結する。

④ 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、令和 3 年 9 月（予定）の県議会の議決を経て本契約となる。

⑤ 入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から P F I 事業契約が成立するまでの間に、落札者の構成員又は協力企業のいずれかが、2 (1) ①イに定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は落札者と基本協定（P F I 事業）を締結せず、又は P F I 事業者と事業契約を締結しない場合がある。県が落札者と基本協定（P F I 事業）を締結せず、又は P F I 事業者と P F I 事業契約を締結しない場合、県は民間収益事業予定者と基本協定（民間収益事業）又は事業用定期借地権設定契約を締結しないことができる。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該落札者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- (ア) 入札参加グループが、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。
- (イ) 構成員又は協力企業が複数である入札参加グループの場合で、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員又は協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

⑥ 金融機関（融資団）と県の協議

県は、両事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、P F I 事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

ア 金融機関等による報告

金融機関等の融資団が自身の保有する P F I 事業者に対する債権回収・保全の状態及び P F I 事業者の財務状況に関する情報を県に報告する義務

イ 県による通知

債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を県が認識した場合に、県が金融機関等の融資団に通知する義務

⑦ 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は事業予定者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は事業予定者の負担とする。

⑧ 入札保証金

入札保証金は免除する。

⑨ 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書（案）を参照すること。

(2) 民間収益事業者との契約手続等

ア 民間収益事業者との契約手続

県は落札者の提案に基づき、応募者グループのうち民間収益事業予定者と民間収益事業に関する基本協定（民間収益事業）を締結する。

県は、P F I 事業者との本契約締結後、民間収益事業に関する基本協定（民間収益事業）に従い、民間収益事業者と事業用定期借地権設定契約の締結を行う。

なお、土地を分筆して契約する場合、分筆に係る測量等の費用は民間収益事業予定者の負担とする。

イ 資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業用定期借地権設定契約が成立するまでの間に、落札者の提案

する民間収益事業予定者が、2(2)①に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、県は民間収益事業予定者と基本協定(民間収益事業)又は事業用定期借地権設定契約を締結しない場合がある。県が民間収益事業予定者と基本協定(民間収益事業)又は事業用定期借地権設定契約を締結しない場合、県はPFI事業者と基本協定(PFI事業)を解除又はPFI事業者とのPFI事業契約を締結しない又は解除することができる。

ただし、次の場合に限り、当該落札者及び落札者の提案する民間収益事業予定者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- (ア) 落札者及び落札者の提案する民間収益事業予定者が、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者に代わって、参加資格要件を満たす民間収益事業予定者を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格の確認及び民間収益事業予定者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと判断したとき。
- (イ) 民間収益事業予定者が複数である応募者グループの場合で、参加資格要件を欠いた民間収益事業予定者を除く民間収益事業予定者で民間収益事業を実施することができ、かつ、民間収益事業予定者の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障を来さないと県が判断したとき。

ウ 民間収益事業者を実施するSPCの設立等の要件

民間収益事業予定者が、民間収益事業を実施するためのSPCを設立する場合の要件は5

- (1) ②(ア)から(ウ)と同じとする。

6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

P F I 事業契約及び事業用定期借地権設定契約について疑義が生じた場合、県と P F I 事業者及び民間収益事業者は、誠意を持って協議をするものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、P F I 事業契約及び事業用定期借地権設定契約に定める具体的措置によることとする。また、P F I 事業契約及び事業用定期借地権設定契約に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

P F I 事業者が、P F I 事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

P F I 事業者が、P F I 事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援をP F I 事業者が受けることができるよう努める。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 指定管理者の指定

県は、開業準備業務開始までに、P F I 事業者を本施設の指定管理者として指定する予定である。

(2) 費用負担

入札に関し必要な費用については、全て応募者グループの負担とする。

(3) 情報公開及び情報提供

両事業に関する情報は、適宜、宮崎県公共事業情報サービス及び宮崎県ホームページに公表する。

(4) 入札説明書等に関する問合せ先

国民スポーツ大会準備課

住 所：〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電 話：0985-26-0084

E-mail：kokuspo-jyunbi@pref.miyazaki.lg.jp

県ホームページ：<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/>